

# 令和5年度に実施する調査

## 1. 基本精度管理調査(注1)

### (1) 模擬水質試料(一般項目等)

項目：COD、全窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の4項目

分析方法：環境庁告示59号(最終改定令和5年、以下、「水質環境基準告示」という)に定める方法により分析する。なお今回の調査では、硝酸性窒素についてJIS K 0102-2(2022) 15.4 還元蒸留-サリチル酸-インドフェノール青吸光光度分析法に定める方法を選択することも可とする。

選定理由：調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。公共用水域の水質汚濁に係る環境基準であり、公共機関のみならず、広く一般機関が対象となる一般的な試料である。COD、全窒素は過去複数回に渡って調査対象となっており、経時的な追跡評価が可能である。

### (2) 土壌試料(溶出試験)(一般項目等)

項目：ふっ素及び砒素の2項目

分析方法：環境省告示46号(最終改定令和2年)に定める方法により分析する。なお今回の調査では、ふっ素についてJIS K0102(2019 追補) 34.1.1 備考1.(小型蒸留装置を用いる蒸留操作)に定める方法を選択することも可とする。

選定理由：土壌の溶出試験は近年実施されていない。調製した試料から比較的高濃度で検出される項目である。

## 2. 高等精度管理調査(注1)

### (1) 模擬水質試料(揮発性有機化合物)(注3)

詳細項目：ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、シス-1,2-ジクロロエチレン及び1,4-ジオキサンの5項目

参照項目：トリクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン及び四塩化炭素の4項目

分析方法：水質環境基準告示又は環境庁告示第10号(最終改定令和3年、以下、「地下水環境基準告示」という)に定める方法により分析する。

なお今回の調査では、測定に用いるキャリアーガス、パージガス、加圧ガスについて、ヘリウム以外の代替ガス(水素、窒素)の使用を可とする。

また、代替ガスによる一斉分析の際の感度確認等も調査目的とするため、1,4-ジオキサンの分析方法については、環境省告示59号付表8第1(活性炭抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法)を原則として不可とする。

選択理由：調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。地下水質において、環境基準超過地点数が多い物質を優先的に対象物質とした。

(注1) 「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が確立されている測定項目に対する調査、「高等精度管理調査」とは、基準値、公的な分析方法等が確立されていない(又は規定されて間もない)又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。

具体的には、環境測定分析機関において分析の頻度が高い項目等を中心とした試料を優先的に実施する基本精度管理調査(1試料)、公定法の策定等を目的として試料を選定し実施する高等精度管理調査(1試料)、前年度の調査結果を踏まえた追跡調査を実施する必要がある場合又は緊急に調査を行う必要がある場合等において追加して実施する調査(1試料)としている。

(注2) 令和2年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」(令和3年2月19日)による。

(注3) 参照項目については、分析条件等の調査はせず、分析結果の報告のみとする。